平成２６年（フ）第５１７号
大阪府泉南市岡田７丁目1664番地の24
債務者　江崎　弥生
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
大阪府岸和田市土生町２丁目26番37―304号、前住所大阪府泉佐野市葵町２丁目９番７号
債務者　梅本　貴之
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
大阪府阪南市石田600番地の６―17棟202号
債務者　松尾　祥子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番18―304号
債務者　髙橋　京子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
大阪府貝塚市二色２丁目12番１―103号
債務者　山本　義光
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
大阪府泉大津市昭和町10番14号ふじや荘
債務者　甘佐　昭雄
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１１２号
札幌市北区新琴似10条９丁目３番７号
債務者　川岸いづみ
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番10―905号
債務者　清野　　菓
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０号
北海道石狩郡新篠津村第46線北14番地
債務者　伊藤　敏弘
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７号
札幌市手稲区前田９条14丁目３番15―106号
債務者　伊藤　巨寛
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９号
札幌市中央区南１条西27丁目１番25―1405号
債務者　笹木　光惠
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８０号
札幌市南区常盤１条２丁目１番９―203号
債務者　佐藤　英樹
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１２号
札幌市白石区南郷通13丁目南２番27号　めるも13―201号
債務者　齊藤　忠義
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３２号
札幌市中央区宮の森４条１丁目１番17号　サンエス宮の森フラット302号
債務者　澤田　久世
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６５号
札幌市西区琴似１条７丁目３番10―708号
債務者　岡部　絹代
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６８号
札幌市西区宮の沢３条３丁目14番11号　パナハイツ88―202号
債務者　小関　広子（旧姓濱尾）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７６号
札幌市北区新川４条15丁目２番10号　ＳＫハイツ101号
債務者　佐藤　桃子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４４号
札幌市白石区東札幌１条３丁目４番５号　メゾン・クレールＡ―103号
債務者　沖澤　昌彦
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部